

北川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	1,400	2,107,467	268,044	359,133	17.0	13.4

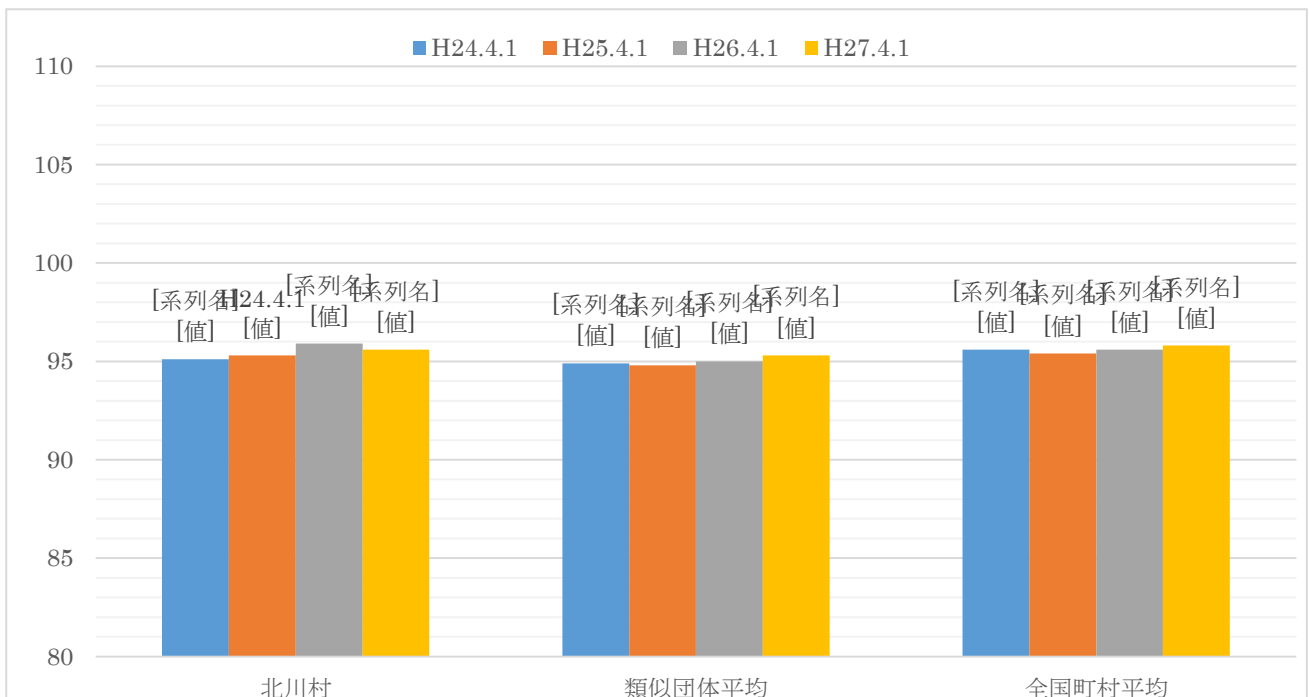
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
26年度	39	131,533	14,169	44,314	190,016

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
千円	千円
4,872	5,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 **未実施**]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

理由

H29 実施予定

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北川村	39.9 歳	294,400 円	342,990 円	313,020 円
高知県	44.3 歳	325,895 円	388,916 円	346,748 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.3 歳	301,497 円	352,840 円	330,387 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

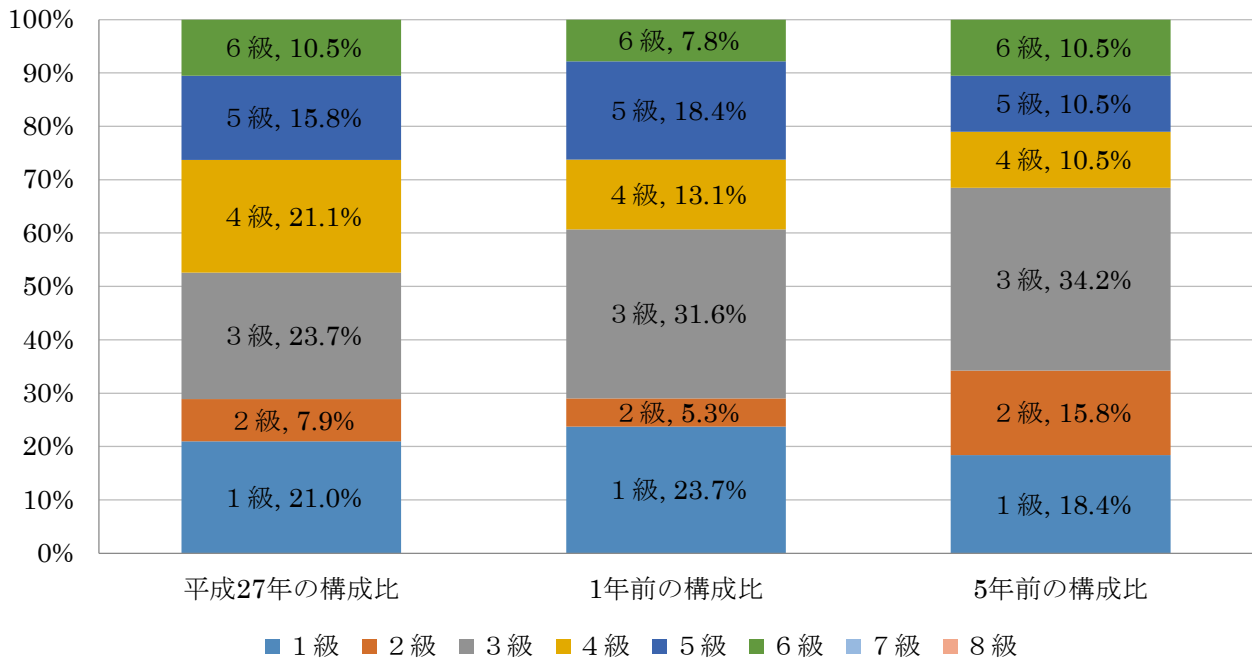
区 分		北川村	高知県	国
一般行政職	大学卒	177,600円	177,600円	174,200円
	高校卒	143,700円	143,700円	142,100円
技能労務職	高校卒	128,400円	145,800円	—
	中学卒	—	132,600円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	人 8	% 21.0	円 138,900	円 244,000
2 級	主任主事	人 3	% 7.9	円 188,900	円 309,500
3 級	主幹	人 9	% 23.7	円 224,800	円 356,700
4 級	係長	人 8	% 21.1	円 262,200	円 390,400
5 級	課長補佐、主監	人 6	% 15.8	円 289,500	円 402,800
6 級	課長 議会事務局長 会計管理者	人 4	% 10.5	円 320,900	円 424,900

- (注) 1 北川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北川村	高知県	国
1人あたりの平均支給額(26年度) 1,179千円	1人あたりの平均支給額(26年度) 1,563千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

北川村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 一千円 一千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	5,492 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	161 千円
支給実績(24年度決算)	5,512 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	178 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度)	支給職員1人当たり	
					平均支給年額	
					(26年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同	-	千円 4,619	385,875
	配偶者以外の扶養親族	6,500円				
	職員に配偶者がいない場合、そのうち1人について	11,000円				
	扶養親族のうち満15歳に達する日以後の年度初めから満22歳に達する日以後の年度末まで子1人につき	5,000円加算				
住居手当	1.借家、借間居住者 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円以上55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同	国は 3.単身赴任 手当受給者 で配偶者の ない扶養手 当支給対象 の子の借家 借間は 1.の1/2支 給	1,701	212,637	
	2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 1.の1/2	同				
	3.単身赴任手当受給者で配偶者のない扶養手当支給対象の子の借家、借間 制度なし	異				
通勤手当	1.交通機関の利用者 定期券等の価格による一括支給、 最高限度額55,000円 2.自動車等利用者 片道2km以上から60km以上までの細分化、 最高支給限度額24,500円	同	-	1,332	66,580	
管理職手当	課長及び相当職に当たる職員 24,600円	同	-	1,401	280,440	
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 23,000円	同	-	-	-	

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区分		給料		月額等	
給料	市区町村長	698,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円/435,600円		
	副市町村長	607,000円 (円)	667,000円/421,500円		
報酬	議長	236,000円 (円)	316,000円/171,100円		
	副議長	191,000円 (円)	251,000円/119,000円		
	議員	163,000円 (円)	230,000円/100,000円		
期末手当	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) 2.95月分			
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 2.95月分			
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料698,000×500/100×任期4年 給料607,000×500/100×任期4年		任期ごと 任期ごと	
	備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

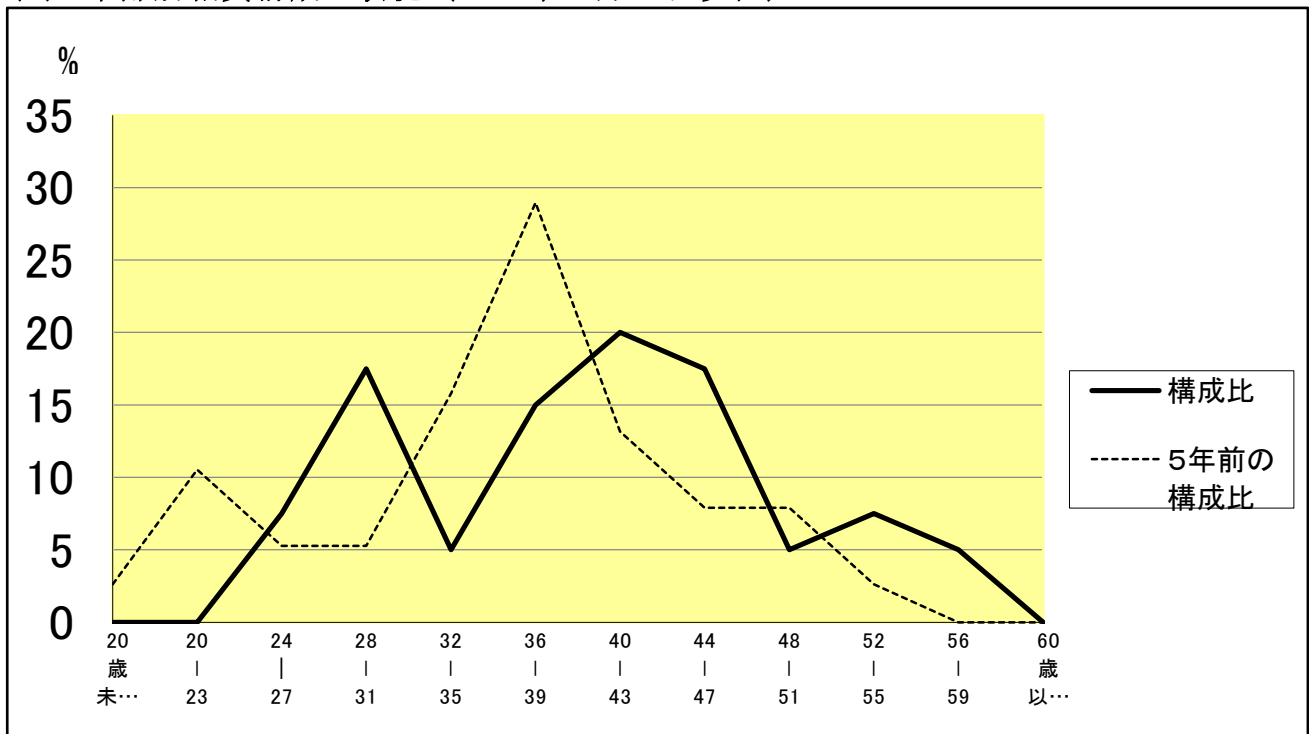
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	1	1		産業建設課と産業課・建設課に分割
		総務	11	11		
		税務	2	2		
		農林水産	7	3	-4	
		商工	0	1	1	
土木		1	4	3		
	民生	10	10			
	衛生	2	2			
	計	34	34		<参考> 人口1万人当たり職員数 242.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 176.22人)	
	教育部門	6	5	-1		
	小計	40	39		<参考> 人口1万人当たり職員数 278.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 208.21人)	
公営 企業 会計 等 部門	その他		1	1		
	小計		1	1		
合計			41	40	-1	
			[48]	[48]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	3人	7人	2人	6人	8人	7人	2人	3人	2人	0人	40人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	33	33	33	33	34	34	1(1%)
教育	6	6	6	6	6	5	-1(1%)
普通会計計	39	39	39	39	40	39	0(0%)
公営企業等会計計	1	1	1	1	1	1	0(0%)
総合計	40	40	40	40	41	40	0(0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 福利厚生 of 状況

(1) 健康診断の実施（平成27年度）

健康診断受診者 6人
人間ドック受診者数 28人